

議第139号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成29年11月24日提出

京都市長 門川大作

相 手 方	東京都品川区西五反田七丁目24番5号 株式会社システムズ
事 件 の 種 類	契約代金の返還等の原状回復及び損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方は、平成28年1月15日、本市が基幹業務システムの運用に利用している大型汎用コンピュータのオープン化に係る一括処理のためのシステム（以下「一括処理システム」という。）の設計、開発等の業務を行う契約（以下「本件契約」という。）を本市と締結した。</p> <p>しかし、平成28年10月31日に、相手方から、本件契約において平成29年1月4日を稼動予定日としていた福祉関係の業務に係る一括処理システム（以下「福祉系システム」という。）の開発が間に合わない旨の申出があり、本件契約の履行が遅延することとなった。</p> <p>これを受けて本市は、本件契約の履行及び遅延の責任について相手方と協議したが、問題解決には至らなかった。そこで、本市において、京都市大型汎用コンピュータオープン化事業検討委員会を設置したうえ、学識経験者等の第三者の専門家により遅延の原因及び今後の開発の進め方についての検討を行った。その結果も踏まえ、本市は、本件契約に関して客観的にも相手方の債務不履行が認められる判断した。</p> <p>以上の判断を基に、その後も相手方と問題解決に向けた協議を重ねたが、解決には至らなかった。</p> <p>そして、福祉系システムが納期から7箇月が経過した平成29年</p>

7月末時点においてもいまだ完成していない状態であつただけでなく、住民基本台帳関係及び税関係の業務に係る一括処理システムについても、開発作業の初期段階の作業の完了の報告がなく、納期が遵守される見込みは全くなかった。

そのため、本市は、本件契約は全体として社会通念上履行不能であると判断したが、念のため、納期を経過していた福祉系システムについての債務の履行を催告のうえ、平成29年10月10日の経過をもって本件契約を解除した。

これにより、相手方は

- (1) 本件契約に基づき本市が相手方に支払った契約代金の返還等の原状回復
- (2) 本件契約の履行が遅延したことにより生じた従来のシステムの維持及び改修に係る経費その他の本市が被った損害に係る賠償金の支払

を行う義務を負うこととなったことから、本市は、相手方に対し、当該義務を履行するよう請求したが、相手方は、これに応じようとしない。

そこで、相手方に対し、(1)の契約代金の返還及び利息の支払等の原状回復義務の履行又はこれに代わる損害賠償金及び遅延損害金の支払並びに(2)の賠償金及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。

なお、本件の訴えの係属中に金額が確定し、又は新たに生じた損害については、その賠償の請求を本件の訴えに追加することとする。

#### 提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。